

令和7年度あきる野市における障害者就労施設等からの物品等の調達方針

第1 目的

この方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第9条の規定に基づき、障害者就労施設等で就労する障がい者の自立の促進に資するため、あきる野市（以下「市」という。）が行う物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達に対し、障害者就労施設等からの調達の促進を図ることを目的とする。

第2 調達方針

1 調達する物品等

市が契約によって調達する物品等のうち、生活雑貨、印刷、軽作業、清掃等、障害者就労施設等が受注することが可能なもの。

2 対象となる施設等

この方針の対象となる施設等は、障害者優先調達推進法第2条第2項から第4項までに規定する次の障害者就労施設等とする。ただし、市内の障害者就労施設等を優先する。

- (1) 障害者支援施設
- (2) 地域活動支援センター
- (3) 障害福祉サービス事業を行う施設（生活介護、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。）
- (4) 障害者の地域における作業活動の場として障害者基本法（昭和45年法律第84号）第18条第3項の規定により必要な費用の助成を受けている施設（小規模作業所）
- (5) 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律施行令（平成25年政令第22号。以下「障害者優先調達推進法施行令」という。）第1条第1号に規定する事業所（特例子会社）
- (6) 障害者優先調達推進法施行令第1条第2号に規定する事業所（重度障害者多数雇用事業所）
- (7) 在宅就業障害者
- (8) 在宅就業支援団体

3 物品等の調達目標

予算の適正な使用、契約における経済性、公正性及び競争性に留意しつつ、この方針の目的に沿うため、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に努める。

4 物品等の調達推進方法

障害者就労施設等からの物品等の調達を推進するため、次の取組を行う。

(1) 調達の推進に必要な情報の提供

市内の障害者就労施設等が供給可能な物品等に係る情報を収集し、情報を共有する。

(2) 障害者就労施設等の供給能力の向上

障害者就労施設等がその供給する物品等について、質の向上及び供給の円滑化のために行う取組の支援に努める。

(3) 障害者就労施設等の受注機会増大のための措置

物品等の調達に当たっては、適正な価格、機能及び品質を確保しつつ、次の観点についても配慮することとする。

ア 物品等の調達が新たに生じた場合には、障害者就労施設等からの調達の可能性について検討するように努める。

イ 物品等の調達について、障害者就労施設等からの調達が可能となるよう可能な限り分離分割発注を行うなど、発注方法を考慮するように努める。

ウ 物品等の調達について、障害者就労施設等からの調達が可能となるよう履行期間及び発注量を考慮するように努める。

エ 物品等の調達に際しては、障害者就労施設等からの調達が可能となるよう性能、規格等必要な事項について、障害者就労施設等に対し十分な説明に努める。

(4) 随意契約による調達

障害者就労施設等からの物品等の調達に際しては、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定による随意契約を積極的に活用するものとする。

第3 その他

市は、この本方針に基づき、物品等の調達の実績について、年度終了後にその概要を取りまとめ、公表するものとする。